

下記のいずれかに該当する者です。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所についてはこの限りではありません。

資 格		証明する書類	
(1)動物用医療機器の販売又は賃貸に関する業務に3年以上従事した者		従事証明書	
(2)農林水産大臣が(1)に定める者と同等以上の知識経験を有すると認められた者	医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の資格を有する者	免許証	
	高度：第一種 管理：第一種及び二種 動物用医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者	卒業証明証	
	動物用医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者	卒業証明証 従事証明証	
	動物用医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者	大学等において、物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって、医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。以下この条において同じ。）、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者	卒業証明証
		旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、物理学、化学、生物学、工学、薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者	卒業証明証 従事証明証
	動物用医療機器修理業の責任技術者の資格を有する者	動物用医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した者	従事証明証
	薬種商販売業許可を受けた店舗における当該店舗に係る許可申請者（申請者が個人の場合に限る。）又は当該店舗に係る適格者（旧薬事法施行令第51条に規定する、薬種商として必要な知識経験を有する者の基準に適合する者又は旧薬事法第28条第2項に規定する試験に合格したことによって当該店舗においてその者が属する法人を薬種商販売者の許可が与えられた者）		許可証 又は 薬種商販売業試験結果通知書
人用の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の営業所の管理者の資格を有する者		厚生労働省令により定められた資格を証明するもの	